

所得税の確定申告の相談日

月日	時間	会場
2月16日(土) 3月15日(金)	9時~17時	長門税務署
2月25日(月)	9時30分~16時	通公民館
3月1日(金)	9時30分~16時	俵山農協
3月6日(水)	9時30分~16時	湊漁協

※土曜日は9時~11時30分まで

# 所得税の確定申告

## 市・県民税の申告などは

正しい申告をお早めにと  
二月十六日から三月十五日まで

今年も税金の申告時期になりました。所得税の確定申告、市・県民税の申告は、二月十六日から受付けますが、贈与税の申告と納税は二月一日から受付けています。申告期限はいずれも三月十五日です。期限が近づきますと窓口が混雑してきます。

### 所得 税

#### 申告の必要な人

- ◆一般の人
  - ・ 商業、製造業、医業、農業、漁業などを営んでいる人
  - ・ 配当、地代、家賃、譲渡などの所得のある人

昭和五十九年中の各種の所得の合計額が、基礎控除(33万円)配偶者控除(33万円)扶養控除(一人当たり33万円)などの控除の合計額を超える人は必ず申告しなければなりません。なお、昨年新しく開業された人や昨年まで申告義務のなかった人は、もう一度下記の表を参考にして所得を確かめてください。

◆サラリーマン(給与所得者)の所得税は、年末調整によって



さらに国民健康保険料・生命保険料等の諸控除が引けます。。

申告と相談はできるだけ早く済ませましょう。この申告によって、所得税は昭和五十九年度の税金が確定し、また、市・県民税は昭和六十年の税金を計算する重要な申告です。期限内に正しい申告をしましょう。

#### 確定申告に必要な書類

~これだけはお忘れなく~

- ◆申告書をお送りしている方は、その「申告書と印鑑」
- ◆給与などのある方は「源泉徴収票」
- ◆雑損控除を受ける方は「被害を受けた住宅家財の明細書」
- ◆医療費控除を受ける方は「支払った医療費の領収・明細書・保険などで補てんされる金額の明細書」
- ◆生命保険料控除のある方で、一般の保険契約等は「保険料が一契約9千円を超えるものの証明書」、個人年金保険契約等は「保険会社等の発行した証明書」
- ◆損害保険料控除を受ける方は、「支払保険料の証明書」
- ◆住宅取得控除を受ける方は「登記簿謄本」「住民票の写し」「売買契約書」「住宅取得に係る融資額の償還金額等の証明書」

- 精算されるのが普通であり、確定申告の必要はありません。しかし、次のような人は申告しなければなりません。
- 給与の年収が一千五百万円を超える人
- 給与所得以外の所得が二十万円を超える人
- 二カ所以上から給与をもらっている人

夫の所得から配偶者控除が受けられるのは、パートによる所得が三十三万円以下の場合です。パート収入は、通常、給与所得になります。給与所得は、年収から給与所得控除額(年収が百四十二万五千円までは一律に五十七万円)を差し引いて求めますので、年収が九十万円(月平均七万五千円)までなら配偶者控除が受けられます。従って、パート収入が九十万円を超えたと、夫の所得から

### 主婦のパートと税金

最近パートタイムで働く主婦が多くなっています。そこで、パート収入と税金との関係ですが、年収が一定金額を超えると、夫の所得から配偶者控除が受けられなくなったり、主婦自身に税金がかかったりします。夫の所得から配偶者控除が受けられるのは、パートによる所得が三十三万円以下の場合です。パート収入は、通常、給与所得になります。給与所得は、年収から給与所得控除額(年収が百四十二万五千円までは一律に五十七万円)を差し引いて求めますので、年収が九十万円(月平均七万五千円)までなら配偶者控除が受けられます。従って、パート収入が九十万円を超えたと、夫の所得から

#### パート収入と取得税

パートの年 収	夫の所得から配偶者控除が	パート収入に 所得 税 が
90万円以下	受けられる	かからない
90万円超	受けられない	か かる

#### 収支内訳書添付制度

昭和五十九年度の税制改正により、事業所得など(事業所得、不動産所得、山林所得)のある人(青色申告者を除く)が確定申告書を提出するときは、それぞれの所得の総収入金額と必要経費の内容を記載した収支内訳書を添付しなければなりません。

お問い合わせは長門税務署へ  
☎ 24441